

令和7年度 高知県保育士修学資金貸付 募集要項

保育士修学資金は、保育士養成施設に在学し、保育士資格を目指す方に対し、
修学のための資金を無利子で貸し付ける制度です。

【貸付対象者】

令和7年度の養成施設の入学選考に合格した者、又は入学した者

【募集期間】

- ① 一次募集 : 令和7年1月27日(月) ~ 令和7年2月25日(火)
- ② 二次募集 : 令和7年4月1日(月) ~ 令和7年5月16日(金)

【申請方法】

養成施設を通じての申請となります。申請書類一式を養成施設の担当窓口
提出して下さい。

※養成施設によって申請方法や期間は異なりますので、必ず在学する養成施設へ
期限等をご確認下さい。

※学生の方へ

貸付けを希望される方は、募集要項の内容を十分お読みになったうえで申請してください。

※養成施設のご担当者様へ

申請される学生の方への十分なお説明・ご指導をお願いいたします。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ

TEL 088-844-4600 (平日8:30~17:15)

URL <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

※貸付申請に必要な様式は、高知県社会福祉協議会の
ホームページからダウンロードできます。

「高知県社協 保育士修学資金」で検索



目 次

- 1 保育士修学資金貸付制度について 3 P
- 2 貸付の内容 4 P
- 3 返還免除について 5 P
- 4 返還について 5 P
- 5 申請について 6、7 P
- 6 その他注意事項 8 P
- 7 貸付決定後の手続き 9 P

1 保育士修学資金貸付制度について

修学資金を希望する学生の方へ

下記内容及び貸付けの内容等を十分お読みになったうえで、申請を希望される方は「5. 申請について」をお読みください。

【概要】

保育士修学資金は、保育士養成施設に在学して保育士資格を取得し、卒業後、高知県内の保育所等に従事する意思のある方に対し、修学のための資金の貸付けを行う制度です。この貸付金は、養成施設を卒業後、保育士として高知県内の保育所等で原則5年間継続して従事した場合、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

【大事なポイント】

○修学資金は貸付金。原則、返済が必要です。

本制度は、返済不要な給付型ではありません。申請者による返済が必要な貸付制度で、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額または一部免除されます。免除の要件については、「3 返還免除について」をご覧ください。

○連帯保証人が必要です。

修学資金の貸付けを受けるには、連帯保証人が原則2名必要となります。連帯保証人は借受人と同じ債務を負います。借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に返還していただきます。連帯保証人を依頼する方には、この内容を詳しく説明してください。

○貸付けには審査があります。

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、ご了承ください。

○入学前に修学資金は振り込まれません。

審査の結果、貸付けが決定した方のみ、高知県社会福祉協議会と契約手続きを行った後に修学資金が振り込まれます。

2 貸付の内容

➤貸付対象：次の1から3のいずれの条件にも該当する方

1 指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者（通信制を含む）

（指定保育士養成施設の法的位置づけ）

○児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校
その他の施設

2 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、**別紙1**に定める区域及び施設等に従事しようとする者

※ただし、高知県内に住民登録をしていない次に掲げる者についても、卒業後、高知県内において**別紙1**に定める施設等に従事しようとする場合は対象とする。

- ・高知県内の養成施設に修学する者
- ・高知県外の養成施設に修学する場合であっても、修学生の出身世帯の住所地が高知県内にあること
- ・通信制の場合は、養成施設の所在地の都道府県で貸付けを受けることはできない。

3 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

- ・**別紙4**「貸付者の家庭の経済状況の基準」に該当する者

○生活費加算の対象者

- ・貸付申請時に生活保護世帯の者
- ・生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社会福祉協議会長が必要と認める者（**別紙2**「生活費加算について」の2に記載のとおり）

➤貸付額：次の金額を上限として貸付けを行います。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 修学資金（月額） | 50,000円以内（学費相当分） |
| (2) 入学準備金 | 200,000円以内（初回の貸付時） |
| (3) 就職準備金 | 200,000円以内（最終回の貸付時） |
| (4) 生活費加算 | 別紙2 「生活費加算について」の1に記載のとおり |

ただし、生活費加算の期間は2年を上限とする。

※働きながら養成施設の通信課程を受講する修学生は、次のような場合には、既に就職準備金の貸付決定通知や送金が行われていても、就職準備金の貸付対象とならないため、貸付辞退届の提出又は一括返還が必要となる。

- ・養成施設での修学中又は卒業した日から1年以内に、保育所等の対象施設への求職活動及び転職を行わないとの意思が示された場合。
- ・養成施設を卒業した日から1年以内に、保育所等の対象施設に転職しなかった場合。

➤貸付期間：(1) 養成施設の正規の修学期間が2年以内の場合は、養成施設に在学する期間
(2) 養成施設の正規の修学期間が2年間を超える場合は、2年間

※ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合であって、貸付金額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の合計が、120万円以下であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

➤貸付利子：無利子

➤資金の使途：養成施設へ支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等の経費。（生活費加算分については養成施設に在学中の生活費を含む。）

➤交 付：年2回（前期、後期として各6ヶ月分）

3 返還免除について

下記①～⑤のすべてに該当する場合は、申請により返還が免除されます。

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと。
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に高知県内の保育所等（別紙1）に定める区域及び施設）に保育士として就職すること。
- ③ 5年間（過疎地勤務又は中高年離職者の場合は3年）継続して従事すること。
（高知県内の過疎地域については別紙3のとおり）
- ④ 返還免除対象業務に従事していることを毎年証明すること。
- ⑤ ③の従事期間を満了後、返還の免除申請を行うこと。

4 返還について

次に該当する場合には、貸付けを受けた修学資金を返還していただきます。

- （1）退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき
- （2）当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は別紙1に定める区域及び施設等に従事しなかったとき。
- （3）別紙1に定める区域及び施設等に従事する意思がなくなったとき。
- （4）業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※なお、返還猶予や従事届など、提出期限までに必要書類を提出しないときも返還となる場合があります。

➤返還期間：（1）生活費の加算がない場合

修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間

※入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える

（2）生活費の加算がある場合

修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間

※上記、（1）、（2）共に、「修学資金の貸付けを受けた期間」が2年を超える場合は、これを「2年」と読み替える。

➤返還の方法：月賦又は半年賦の均等払方式

➤延滞利子：修学資金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

5 申請について

- 募集人数 : (1) 通常分 40 名 (予算の範囲内)
(2) 生活費加算分 通常分 40 名のうち該当者に加算する形で募集する。

➤募集期間 : 【一次募集】

- 募集期間 令和7年1月27日(月)～令和7年2月25日(火)
- 募集対象 養成施設の令和7年度入学選考に合格した者 (入学前の申請可)
- 申請後の流れ (予定時期)
 - ・貸付決定・・・申請書類提出後、本会にて選考を行い、入学後に在学証明の提出をもって貸付決定し通知する。(4月予定)
 - ・資金交付・・・借用証書等の提出後、貸付金を交付する。(5月予定)

【二次募集】

- 募集期間 令和7年4月1日(月)～令和7年5月16日(金)
 - 募集対象 養成施設に令和7年度に入学した者
 - 申請後の流れ (予定時期)
 - ・貸付決定・・・申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付者を決定し通知する。(7月予定)
 - ・資金交付・・・借用証書等の提出後、貸付金を交付する。(8月予定)
- ※募集期間終了後であっても、家計の経済状況の急変など、真に必要な事由が生じた場合には、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができる。

- 申請方法 : ①入学選考に合格、又は入学した養成施設の担当窓口へ貸付申請書一式を請求してください。(県内養成施設の場合)



- ②申請に必要な次ページの書類【貸付申請者に関する提出書類】及び【連帯保証人に関する提出書類】を準備してください。



- ③養成施設が定める提出期限までに、養成施設へ必要な書類を提出してください。
(申請手続き完了)

★申請手続き後の流れ

- ・養成施設からまとめて県社協へ申請されます。
- ・書類の不備や不足があった場合は、養成施設を通じて申請者へ連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ・県社協にて厳正に審査を行います。結果により貸付けできない場合があります。
- ・養成施設を通じて、申請者へ貸付けの可否通知を送付します。
- ・契約手続きは現住所で行います。進学にあたって転居する場合(一人暮らしや入寮する場合等)については、住民票の転出手続き(及び印鑑登録の変更)等が必要です。

【貸付申請者に関する提出書類】

申請書類		チェック欄
共通	1 修学資金貸付申請書（第1号様式 第1面・第2面） ※第1面と第2面が両面になっていることを基本とするが、 片面ずつ2枚の場合は署名・押印した者全員の割り印が必要	☐
	2 身上調書（第5号様式）	☐
	3 養成施設からの推薦状（第6号様式）	☐
	4 個人情報取扱業務概要説明書（別紙5）	☐
	5 <u>生計を一にする世帯全員の住民票</u> （発行後3ヶ月以内のもの） ※続柄省略は不可	☐
	6 <u>生計を一にする世帯全員</u> （通学の学生、生徒及び未就学児を除く）の ①課税標準額 ②市町村民税調整控除額 が記載されている証明書 （例）令和6年度 所得証明書（令和5年1月～12月までの収入に基づくもの） 又は、令和6年度 課税証明書（令和5年1月～12月までの収入に基づくもの）など ※市町村によって、①②が記載されている証明書の名称が異なるため、 居住地の役場の担当窓口にお問合せ下さい。	①の記載がある証明 ☐ ②の記載がある証明 ☐
中高年離職者	1 入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の場合は それを証明する書類 ・雇用保険被保険者離職証明書、離職先の会社等による離職証明書等	☐
生活費加算を申請する場合	1 養成施設へ合格後に貸付申請する場合、次のいずれかの書類 （1）生活保護受給証明書の写し （2）生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる 書類（別紙2）	☐
	2 養成施設への合格前に貸付申請する場合、上記1の書類に加えて、 学業が優秀であることを確認するものとして、次のいずれかの書類 （1）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書 （2）上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における 保育士としての就労意思等	☐

※貸付申請時に高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合は、次の書類の提出も上記と併せて提出してください。

- （1）奨学生証の写し
- （2）誓約書

【連帯保証人に関する提出書類】

提出書類	チェック欄
1 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）	☐
2 令和6年度分 所得証明書（令和5年1月～12月までの収入に基づくもの）	☐

6 その他注意事項

◆提出書類について

- ①貸付申請書類は、申請者がご自身で記入・捺印をしてください。連帯保証人欄は、連帯保証人が記入・捺印をしてください。
- ②代筆は認められません。
- ③修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ④黒のボールペンで丁寧に記入してください。（消えるボールペンは不可）

◆連帯保証人について

○連帯保証人は、2名 事前に準備いただく必要があります。

※貸付申請者が未成年である場合には、連帯保証人のうち1名は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。

※連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人のうち1名は、月額13万円以上の所得があること。

※連帯保証人のうち1名は、原則として貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。

※連帯保証人は、本修学資金の貸付けを受け現在も債務が残っている者、貸付けを受けようとする者又は貸付申請者ではないこと。

※やむを得ない事情により連帯保証人を2名準備できない場合は、事前に高知県社会福祉協議会へ相談すること。

◆他の奨学金との併給を希望する場合

※日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」との併給について

①本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合があります。

この場合に、高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとします。また、授業料等減免の金額決定後に貸付額を調整し貸付けを行うため、通常より送金に時間がかかります。

高等教育の 修学支援新制度	保育士修学資金貸付制度			
	修学資金	入学準備金	就職準備金	生活費加算
授業料減免	授業料等の減免後、 自己負担 が発生する場合、自己負担分を貸付可	入学金の減免後、 自己負担 が発生する場合、自己負担分を貸付可		
給付型奨学金			○併用可	×併用不可

※自己負担の対象は、授業料及び入学金に含まれていない経費（例：実習費、教材費、制服代など）

②日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を活用している者については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。

③ ①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない場合がある。

7 貸付決定後の手続き

貸付決定後から返還免除に至るまでの流れを説明します。どの手続きにも書類の提出が必要となります。書類未提出の場合や状況によっては、貸付金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

貸付決定

貸付けの可否は、養成施設を経由して申請者に通知します。

- ①貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付
- ②貸付不承認の場合：貸付不承認決定通知書を送付

契 約

貸付決定者は以下の書類を、養成施設を通して県社協へ提出してください。

- ①保育士修学資金借用証書
 - ②借受人の印鑑登録証明書
 - ③連帯保証人の印鑑登録証明書
 - ④保育士修学資金等振込口座届（借受人本人口座）
 - ⑤通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの）
- ※実印は、丁寧にはっきりと捺印してください。
- 不鮮明の場合は再提出となります。
- ※提出書類は、ご自身の控えとしてコピーを保管してください。

・ 契約手続きは現住所で行います。進学にあたって転居する場合（一人暮らしや入寮する場合等）については、住民票の転出手続き（及び印鑑登録の変更）等が必要です。

貸付金 交 付

振込口座届に記載された口座へ送金します

借用証書等の提出後、貸付金を送金します。

書類に不備がある場合は、その分送金が遅れますのでご注意ください。

※初回送金は、手続きが整い次第、順次行います。

借用証書提出後、概ね10日程以内の送金を予定しています。

※修学資金の送金は、年に2回の分割交付となります。

※入学準備金対象者は初回振込時、就職準備金対象者は最終回振込時に併せて送金します。

※「高等教育の修学支援新制度」と併給される方は別途手続きが必要なため通常より送金に時間がかかります。

卒 業 就 職

養成施設等を卒業後、高知県内において対象業務に従事した場合には、申請により、貸付金の返還を猶予することができます。必ず申請を行ってください。

卒業後、下記書類を速やかに県社協に提出してください。

- ①返還猶予申請書 ②業務従事届 ③卒業証明書(写) ④保育士登録証(写)

※卒業時の状況に応じて提出書類が異なる場合があります。

※返還免除となるまで、毎年4月に必ず業務従事届の提出が必要です。

※住所や従事先などに変更事項が発生した際は、別途手続きが必要です。

返還免除

継続して5年間（過疎地勤務又は、中高年離職者の場合は3年間）高知県内において対象業務に従事した場合には、貸付金の返還免除の申請ができます。

下記書類を速やかに県社協に提出してください。

- ①返還免除申請書 ②業務従事期間証明書（5年分又は3年分）